

施設及び車両の定期検査に関する告示の一部改正について

1. 背景

施設及び車両の定期検査に関する告示（平成13年国土交通省告示第1786号）では、施設等の種類に応じて定期検査の期間が定められており、その期間は「期間を超えない期間ごと」とされている。

このうち、施設の検査は、構造物等の特性及び検査内容に応じ、適切な時期に周期的に行うことが重要であるが、現行の規定では「期間を超えない期間ごと」に検査を実施する必要があることから、検査を実施すべき時期（期限）は、前回検査の日付を起算点とし施設毎に規定されている期間が経過した日付として自動的に決定される。このため、前回と同一の日付に検査を実施しない限り、起算点が毎回ずれることとなり、これが累計されていくと、適切な時期に検査が出来なくなってしまう場合もある。（いわゆる「期ずれ」の問題。）この「期ずれ」を解消すべく、本告示の改正を行うこととした。

2. 概要

①第2条第1項、第2項及び第4項、第3条第1項、第4条第1項関係

現行の規定では、「期ずれ」により適切な時期に検査が行えない例が見受けられる。

- ・土構造、基礎構造、抗土圧構造、トンネル等の地盤と接する構造物においては地下水や地盤性状などが季節変動の影響を受けやすいため、構造物の経時的変化を正しく把握するためには、毎回同じ時期に検査を行うことが重要
- ・土構造、基礎構造等…草木が覆い茂っている時期、積雪の時期は検査が困難
- ・軌道の遊間検査…酷暑期、酷寒期を迎える前（春、秋）に調整が必要
- ・電車線…温度変化により伸縮するため酷暑期、酷寒期を迎える前に調整が必要
- ・軌道回路…梅雨等湿度の高い状況では、適正な電流値に調整することが難しい

施設は適切な保全等の措置を行っていれば、数十年以上の使用が可能であり、特に土木構造物においては百年以上の長期的な使用も可能である。このように、従来のような前回検査日を起算点として検査の日を設定して管理・実施することではなく、適切な時期に検査を実施することが重要である。

このため、施設の種類ごとに検査を実施すべき基準となる日を定め、これを起算点とし、検査を実施すべき時期に幅を持たせることにより、「期ずれ」の発生を防止し、定期検査を適切な時期に周期的に行うことが出来るように規定を見直す。

②第2条第3項関係

通常定期検査に代えて詳細な検査を実施した場合には、検査期間を延長できることを規定する。

3. 今後のスケジュール

公布 平成18年 9月29日（予定）

施行 平成18年10月 1日（予定）